

町立保育所延長保育料表

(1) 保育標準時間

階層区分	延長保育料（午後6時から午後7時まで）	
	月額	臨時延長保育の場合
第1階層	0円	30分あたり 200円
第2階層	2,000円	
第3階層～第8階層	4,000円	

(2) 保育短時間

階層区分	延長保育料	
	右記の時間帯以外（※）	午後6時から午後7時まで
第1階層	0円	30分あたり 200円
第2階層	0円	
第3階層～第8階層	1回あたり 100円	

※「右記の時間帯以外」とは、「午前7時から午前8時30分まで」及び「午後4時30分から午後6時まで」をいいます。